

「規制改革推進のための3か年計画」(抄)  
(平成19年6月22日閣議決定)

重点計画事項

9 国際経済連携関係

(2) 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

在留外国人の入国後のチェック体制の強化

イ 外国人登録制度の見直し【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】

外国人登録法(昭和27年法律第125号)は在留外国人の公正な管理に資することを目的としており、この点において出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)と変わるところがない。その目的は、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめることで達せられるとされるが、この点により、外国人登録制度は外国人住民の地位に関する記録としても利用されるところとなっている。

しかしながら、事務を行う市町村では、現行の外国人登録制度が世帯単位での住民の捕捉を想定していないため、これを把握して行政の効率的な運用に資するべく、独自のシステムを構築し、その開発や維持管理に相当の経費を支出せざるを得ない等の課題もある。

したがって、外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。その際は、先述 アの外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて整備する。

なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとする。

また、現在の外国人登録証明書に代わるものとして、例えば、在留カードを発行する場合には、出入国管理及び難民認定法第7条の2が規定する在留資格認定証明書や、同法第19条の2が規定する就労資格証明書の機能も併せて持たせることなども検討し、外国人の上陸や在留に係る手続全体の合理化を図る。